

# 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人 鳴海福祉会
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市緑区滝ノ水 1 丁目 3 0 1 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	近藤 寛
電話番号	0 5 2 - 8 9 6 - 3 2 2 3

## 第 2 ご利用事業

事業の種類	小規模保育事業 A 型
事業所の名称	ヒルズウォーク徳重園
事業所の所在地	名古屋市緑区元徳重 1 丁目 5 0 5 番地
管理者氏名	本田 香織
連絡先	電話 0 5 2 - 8 9 3 - 6 8 1 1 FAX 0 5 2 - 8 9 3 - 6 8 1 1

## 第 3 事業の目的・運営方針

【ヒルズウォーク徳重園】（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子ども条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- （1）当事業所は、入所する乳児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- （2）当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）当事業所は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- （4）当事業所の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行います。

#### 第4 施設・設備等の概要

敷地	敷地全体	82.97㎡		
	屋外遊戯場	敷地内	0㎡	
施設	構造	鉄骨造5階建		
	延べ面積	82.97㎡		
設備	設備	乳児室	保育室	調理室
	居室数	1室	2室	1室

#### 第5 利用定員

認定区分		利用定員
3号認定子ども	満1歳以上	13人
	満1歳未満	2人

#### 第6 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	幼保連携型認定こども園
連携施設の名称	滝の水保育園
連携内容	卒園後の受け皿としての支援（1人分）、嘱託医による健康診断等、代替保育に関する支援、保育の内容に関する相談、指導、合同保育の実施、屋外遊技場の利用
連携施設の種類	幼保連携型認定こども園
連携施設の名称	水広保育園
連携内容	卒園後の受け皿としての支援（3人分）、嘱託医による健康診断等、代替保育に関する支援、保育の内容に関する相談、指導、合同保育の実施、屋外遊技場の利用
連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	春華しろつち保育園
連携内容	卒園後の受け皿としての支援（2人分）
連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	LIFE SCHOOL 鳴海駅前
連携内容	卒園後の受け皿としての支援（1人分）、嘱託医による健康診断等、代替保育に関する支援、保育の内容に関する相談、指導、合同保育の実施、屋外遊技場の利用

## 第7 職員の配置状況

当事業所では、「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備 考
事業所長	1	1	—	
保育士	※	※	※	※利用定員により変動があり、配置基準以上とします。
嘱託医	1	—	1	
歯科医	1	—	1	

## 第8 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
事業所長	7:30 ~ 18:30	8時間勤務
保育士	早番 7:30 ~ 16:30 日勤 8:30 ~ 17:30 遅番 9:30 ~ 18:30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	職務の都合上、異なる勤務時間帯となることがあります。

## 第9 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

## 第10 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、管理者との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。
- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、管理者との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。
- (3) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、9時から15時30分までとします。
- (4) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

## 第 1 1 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

- (1) 当事業所の保育理念
  - ア 子どもひとりひとりの最善の利益を守り、家庭的な保育を実践する。
  - イ 家庭との連携を密にして共に育児を支えていく。
- (2) 当事業所の保育方針
  - ア 養護と教育を一体とし、子どもの健全な心身の育成を図ります。
  - イ 家庭と協力し、子どもの育ちを支えます。
  - ウ 保健的で安全な環境を作り、快適に生活できるようにします。
  - エ 地域とともに、社会に生きる子どもたちを育てます。
  - オ 子どもの人権を大切にします。
- (3) 当事業所の保育目標
 

～心身ともに健全な子ども～

  - ア 自分のことは自分でしようとする子ども。
  - イ 健康な身体をもつ子ども。
  - ウ 友だちを大切にする子ども。
  - エ 自分で考え感じ行動できる子ども。
  - オ 意欲的で創造性豊かな子ども。

### (4) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7:30	開門 保育準備 早朝保育 順次登園	7:30	開門 保育準備
8:30	年齢別クラスに分かれたり、異年齢で交流したりしながら、保育士や友達と一緒に戸外又は室内で自由遊びをします。	8:30	早朝保育 順次登園 異年齢交流保育
9:30	おやつ 計画にそった活動 ・散歩、リズム、造形、音楽、など年齢ごとに遊びます。	9:30	おやつ 活動
11:30	給食※	11:30	給食
12:30	午睡	12:30	午睡
15:00	目覚め おやつ	15:00	目覚め おやつ
15:30	降園	15:30	降園
16:30	夕刻保育	16:30	夕刻保育
18:30	保育終了・閉門	18:30	保育終了・閉門

※離乳食（中期食以降）、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

## (6) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式 ・慣らし保育
5月	・保育参観
6月	・歯科検診 ・SIDS 訓練
7月	・七夕会 ・夏祭り ・夏季保育 ・個人懇談会（2歳児）
8月	・夏季保育 ・個人懇談会（0・1歳児）
9月	・防災訓練 ・運動会ごっこ
10月	・内科検診 ・ハロウィンパレード
11月	・不審者訓練
12月	・クリスマス会 ・冬季保育 ・年末休暇
1月	・年始休暇 ・アレルギー誤飲訓練
2月	・豆まき会
3月	・内科検診 ・卒園式

※誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

## (7) 給食の提供

- ・外部搬入による手作りの給食を食べます。（搬入元 滝の水保育園）
- ・保育運営課栄養士が作成した献立を基に実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。

## (8) 産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施しています。

## 第12 利用料金

### (1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。毎月中頃に請求書を配布しますので、翌月10日までに自動払込にてお支払いください。

### (2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

### (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、自動払込といたします。

### (4) 滞納について

上記3項にかかる費用について2ヶ月を超える滞納がある場合、督促状を交付いたします。3ヶ月を超えてなお滞納が続く場合は、保育の契約解除、財産差し押さえを含めた行政処分の検討をさせていただきます。

### 第13 利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

### 第14 非常災害対策

暴風警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前6時現在発令されており、継続することが予測される場合は、登園を見合わせてください。</li> <li>・登園後に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えに来てください。</li> </ul>
警戒レベル3 (高齢者等避発令時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えに来てください。</li> <li>・避難情報発令の場合は、避難所へ避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。</li> </ul>
警戒レベル4 (避難指示発令時)	
特別警報発令時	
南海トラフ地震に関連する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の内容により保育園は休園になる場合もあります。</li> <li>・登園後に休園が決定された場合は、通常の保育は中止となりますので、できる限り早くお迎えに来てください。</li> <li>・休園が決定された場合は、すみやかに園から連絡します。</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練は、毎月1回実施します。</li> </ul>
非常災害用備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。</li> </ul>

※非常災害時にはアプリにて緊急連絡を送信します。また、伝言ダイヤルを利用する場合があります。

### 第15 緊急時等の対応方法

#### (1) 医療機関

利用乳幼児に体調の急変等、緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先または医療機関（嘱託医等）への連絡を行います。

医療機関の名称	かみさわクリニック
医師名	鈴木 眞砂
所在地	名古屋市緑区神沢1-2007
電話番号	052-877-6647

## (2) 災害共済給付制度への加入

当事業所では、園児には、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入していただくため、入所時は加入に同意書を提出していただき、一年ごとに掛金(別表参照)をいただきます。これにより、保育時間中のけが及び通常通りの通園経路でのけが(第三者行為は除く)の治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。

## (3) 施設賠償責任保険

東京海上日動火災保険㈱の「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入しております。万一の事故等の場合は本保険制度に応じて補償させていただきます。

## 第16 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳児の安全を確保するため、施設内の設備・用具等の安全管理及び自主点検、毎月の避難訓練の実施、不審者対応の訓練を行っています。

## 第17 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

## 第18 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者 管理者 本田 香織 苦情受付担当者 主任 早川 好美
苦情受付相談第三者委員会	第三者委員 竹内 清 電話 052-811-7052 FAX 052-811-7042 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

## 第19 提携サービス

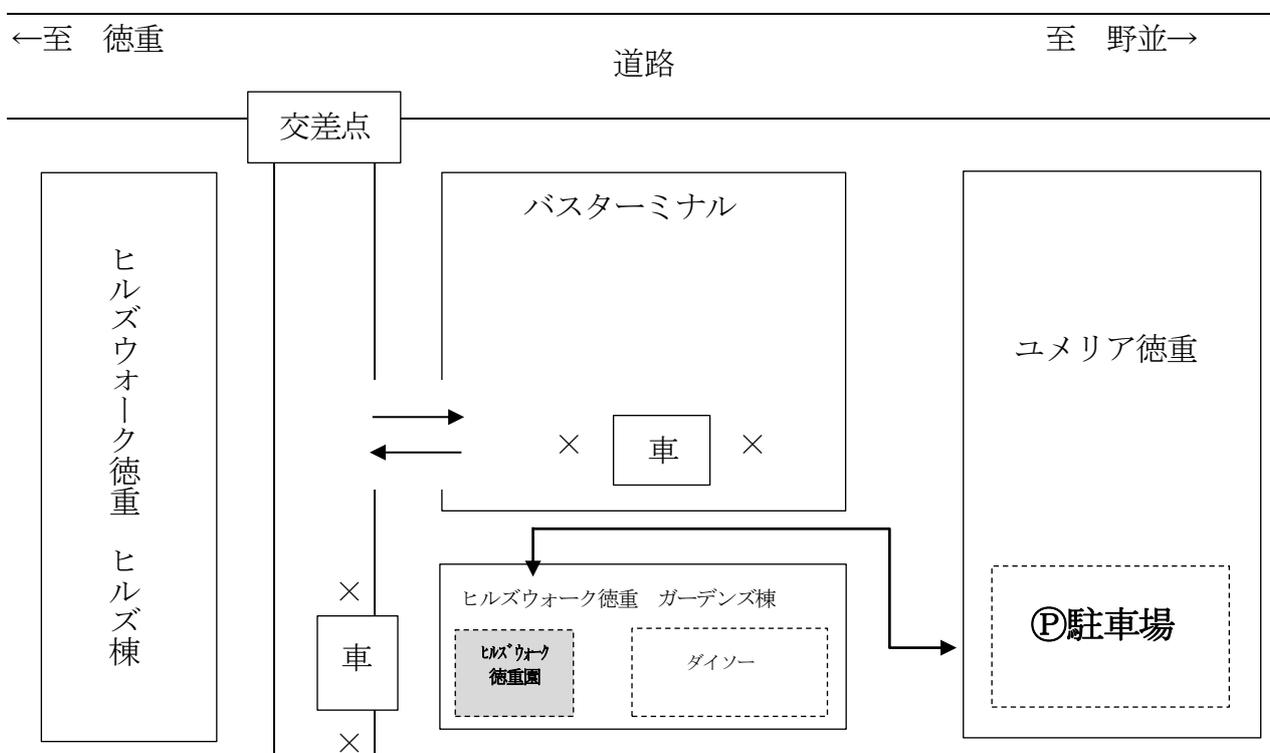
- (1) リトミック (特定非営利活動法人 リトミック研究センター)
  - ・0~2歳児 課外授業
- (2) キッズビュー (日本標準教育研究所 (株)日本標準 日本ソフト開発(株))
  - ・総合保育事業支援システム
- (3) きっずノート (有限会社 ゼンポ)
  - ・総合連絡アプリ
- (4) icuco (icuco 株式会社)
  - ・1歳未満対象 午睡チェックセンサー
- (5) 手ぶら登園 (BABY JOB 株式会社)
  - ・食事用エプロン
  - ・おむつ、おしり拭き月額定額サービス (任意加入)

## 第20 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.5℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。
- (3) 登降園の時は必ず職員に一言かけて下さい。
- (4) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡してください。なお、通常の連絡先やお迎えの人や時間が異なる時は前もって連絡してください。
- (5) アプリ「きっずノート」の連絡帳に健康状態などを入力して、毎日送信してください。降園時には園児の様子や保育の様子などをお読みいただき、汚れ物などお持ち帰りください。
- (6) 当事業所での写真・ビデオ撮影は、個人情報保護の点からも、SNSやブログ等、家庭以外に許可なく出さないようにして下さい。また、通常保育での撮影はご遠慮いただき、行事等で撮影される場合は進行の妨げにならないようご注意ください。

### 【駐車場及び駐車に関するご案内】

- ・ 下図の「P駐車場」に駐車してください。  
※ユメリア徳重支所民間駐車場（24時間利用可能、2時間まで無料、以降30分毎100円）
- ・ 名古屋市交通局より、バスターミナル内や路上の駐車はやめるようにと指導がありましたので、下図の駐車禁止区域「×」には駐車をしないよう、徹底のご協力をお願いいたします。
- ・ 車に関するトラブルについては園で責任を取れません。



※この重要事項説明書の内容は、令和6年4月現在の情報です。

【別表】

1 保育用品等について

用品代、行事費、災害給付費は入園月の保育料と一緒に支払ってください。

<用品代>

品名	単価
カラー帽子	1,000
ストックバック (清拭用3枚)	60
自由画帳	130
製作帳	320
合計	1,510

<行事費>

内容	金額
誕生日プレゼント	1,000
七夕会	200
夏祭り会	400
運動会ごっこ	300
ハロウィン	100
クリスマス会	700
進級・卒園祝い	300
合計	3,000

<災害給付制度にかかる利用者負担額>

区分	負担額
A階層	0
B・C階層	240

2 教材費について

教材費は月額です。毎月の保育料と一緒に支払ってください。

<教材費>

内訳	単価
リトミック (月額)	750
絵本代 (月額)	400
紙エプロン代 (月額)	550
合計	1,700

3 延長にかかる利用者負担額

(1) 短時間認定児童

コアタイム (8:30~16:30を超えて)

① 7:30~8:30 及び ② 16:30~18:30 の利用をする場合

区分	負担額
A・B階層	0
C階層 (1~3)	100
C階層 (4~)	200

(2) 開所時間外

短時間・標準時間認定児童ともに、18時30分を超えるお迎えは1回1,000円徴収となります。閉所時間前には必ず迎えに来てください。

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合、希望者には領収書を交付いたします。